

残置ごみ処理に関するQ&A

Q1：老朽危険空き家除却支援事業で本申請前に残置ごみの処理完了が必須ですか。

A1：廃棄物処理法に基づき、残置ごみは一般廃棄物であり、排出者または許可を受けた業者が処理する必要があります。解体工事時に産業廃棄物と混入すると、不法投棄と見なされる恐れがあり、法令遵守の観点から解体工事着手前での事前処理を徹底します。

Q2：解体事業者が残置ごみを回収・処分することはできないのですか。

A2：解体事業者が扱うことができるのは、家屋等の解体に伴う産業廃棄物のみです。残置ごみは一般廃棄物に分類されるため、一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない解体事業者がこれを収集・運搬することはできません。許可を持たない業者に運搬を依頼することは、廃棄物処理法に違反し、排出者側も罰則の対象となる可能性があります。

Q3：排出者が遠方居住者や高齢者の場合など、残置ごみの処理が困難な場合はどうすればよいですか。

A3：排出者が自力での処理が困難な場合、土庄町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者へ依頼する方法があります。

土庄町一般廃棄物収集許可事業者 ○有限会社小豆島、○株式会社オリーブ環境開発、
(順不同) ○株式会社赤岩環境センター、
 ○株式会社トミウン(空き家解体時の残置ごみ限定)

Q4：残置ごみとは、どのようなものが該当しますか。

A4：廃棄物処理法における建築系産業廃棄物の種類は、①がれき類②木くず③金属くず④ガラスくず・陶磁器くず⑤廃プラスチック類⑥石膏ボードくず⑦混合廃棄物とされています。解体時の建築廃材の例として、建具（障子やふすま戸等）、窓ガラス、風呂設備、トイレ設備、台所設備などはこれらの建築廃材とされますが、これら備え付けのもの以外は一般廃棄物となります。敷地内の残された自転車や植木鉢等はもちろん、電気製品や食器類、机、たんす、ふとんなども残置ごみとなりますので、可燃ごみ・不燃ごみに分別しての処分や家電リサイクル法による処分が必要になります。

Q5：残置ごみの処分場への直接搬入にあたり、排出者が運搬しなくてはならないですか。

A5：廃棄物処理法では、廃棄物の排出者がその適正処理について責任を負う「排出者責任の原則」が定められています。たとえ無償で手伝ってもらったとしても、不適正な処理が行われた場合の責任は、最終的に排出者に問われる可能性があります。そのため、排出元家庭の者が運搬できない(高齢、車がない等)場合は、事前にご相談ください。

※排出元と無関係な者が運搬する直接搬入は許可できませんので、直接搬入を希望する方で、排出者が運搬できない場合は、土庄町が許可する一般廃棄物収集運搬業者にご相談ください。

Q6：今回の運用はいつから適用されますか。

A6：令和8年（2026年）9月1日以降に受付する事前申請から適用します。既に事前申請をいただき、今年度（令和8年度）を含む今後の解体予定空き家についても、別途ご連絡の上、準備が整い次第、同様の運用についてご協力をお願いいたします。